

# 2

これまでの提案募集方式の

成果事例について

<子育て・医療・福祉 編>



# 保育の時間帯に応じた保育士の配置要件の緩和

提案主体: 瑞穂市

省令改正・規制緩和  
(平成26年提案)

従来

保育所には保育士を  
常時2人以上配置  
しなければならない



保育士2人



支障

朝・夕における保育士不足の慢性化  
と保育士の業務負担増による離職が  
問題に



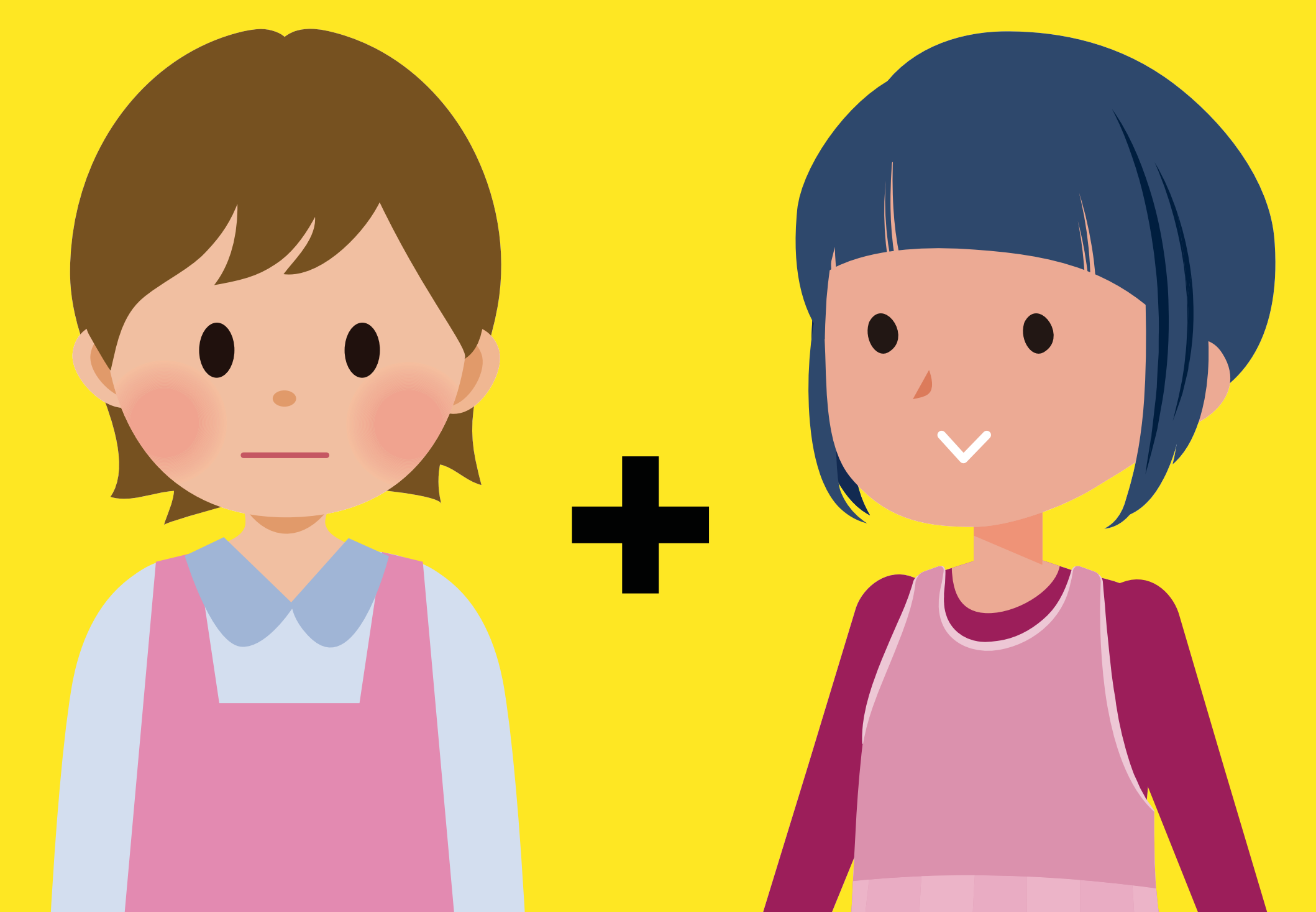
長時間  
預けたい人は  
増えているのに  
保育士が  
足りない…

見直し

提案実現後

朝夕など児童が少数となる  
時間帯は、**保育士2人のうち  
1人は子育て支援員研修を  
終了した者等に代替可能に**

朝夕の保育士配置について特例



保育士

子育て支援員



効果

代替職員の配置が可能になるため、  
保育士の負担減・離職防止につながる

待機児童の解消  
子育てサービスの充実



職員が  
確保しやすく  
なるので  
助かります！



# 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し

提案主体：全国知事会、全国市長会、全国町村会等（のべ145団体）

法律改正・規制緩和  
（平成28～30年提案）

従来

放課後児童クラブの従事者（＝放課後児童支援員）の資格と員数を「従うべき基準」として規定

資格	保育士等の基礎資格＋一定の研修受講
員数	支援の単位（概ね40人以下）ごとに2人以上



## 支障

放課後児童クラブのニーズは増加するものの、地方では人材確保が難しい



## 見直し

提案実現後

地方の創意工夫を活かすために  
「従うべき基準」を参酌化

国の基準を十分参照した上で、  
地域の実情に合った基準を定められる



## 効果

- 市町村が適当と認めた方が放課後児童支援員になることができる
- 必要な人員の体制を市町村自らが定めることができる

サービスの質を確保しながら、  
地域の実情に応じた運営の工夫ができる



# 里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化

提案主体：鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

通知・明確化  
(令和元年提案)

従来

里帰り先の市町村で一時預かり事業を利用する場合、**住所地の市町村の保育所等を退所する必要があるのか不明確**

一時預かり事業の対象児童：

主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児



見直し

提案実現後

**住所地の市町村の保育所等を退所しなくても、里帰り先の市町村において一時預かり事業を利用できること等を明確化**



支障

住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるが、出産後再度入園できるとは限らないため、里帰り先で一時預かり事業を利用しにくい



効果

- 退所しなくても利用できることで、保護者の心理的負担が軽減
- 里帰り出産も選択肢の一つとなることで子育て世帯のニーズに対応

子育てしやすい社会の実現





# へき地等における管理薬剤師の兼務要件の明確化

提案主体：萩市

通知・明確化  
(平成30年提案)

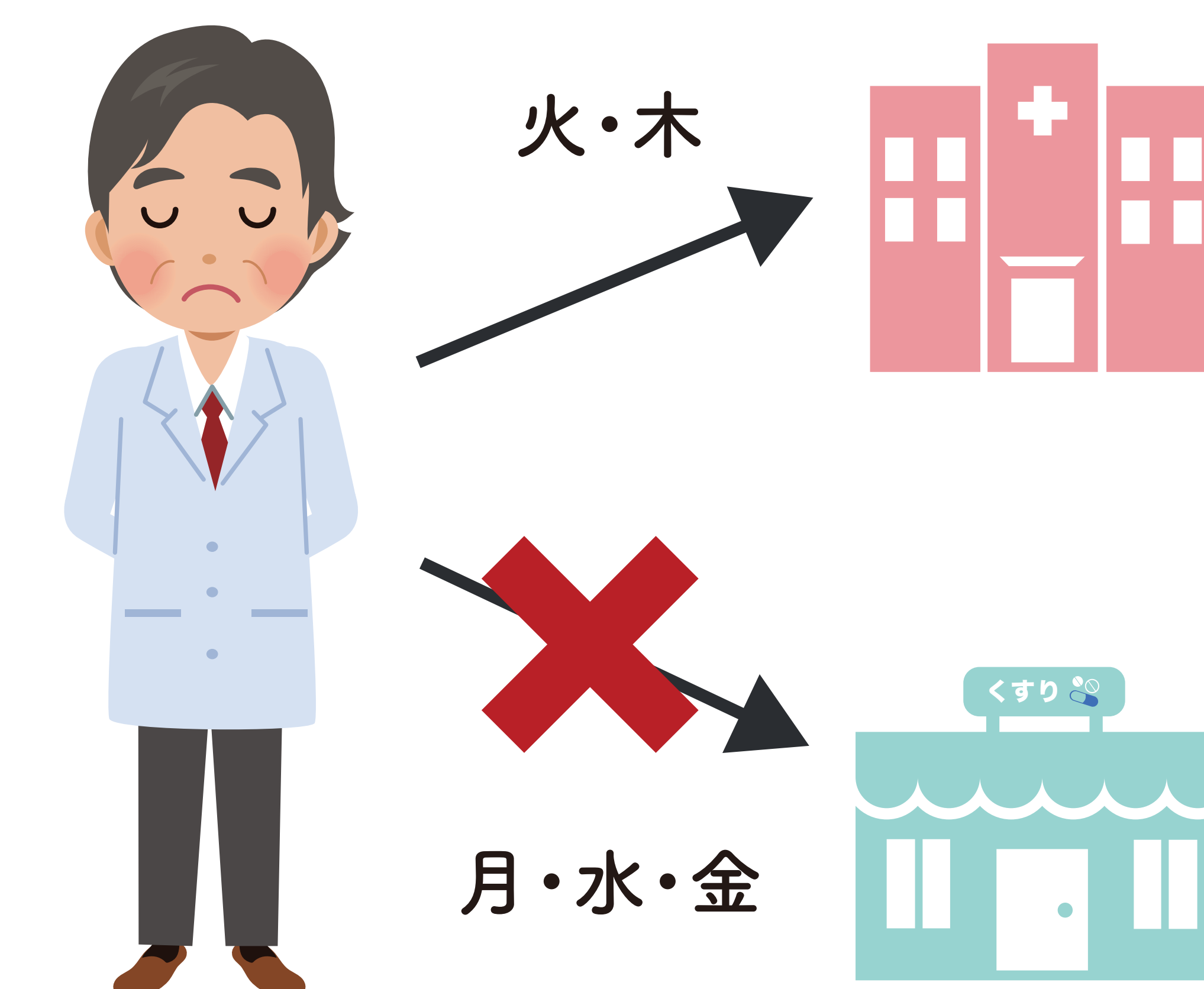
従来

管理薬剤師は、都道府県知事等の許可がない限り他の薬局の薬剤師を兼務できず、兼務要件も不明確

兼務できるのかよくわからない…

支障

へき地等の薬局が、専従の管理薬剤師を雇用することに採算性の問題があるが、撤退した場合、遠方の薬局に通わなければならない、住民には大きな負担



見直し

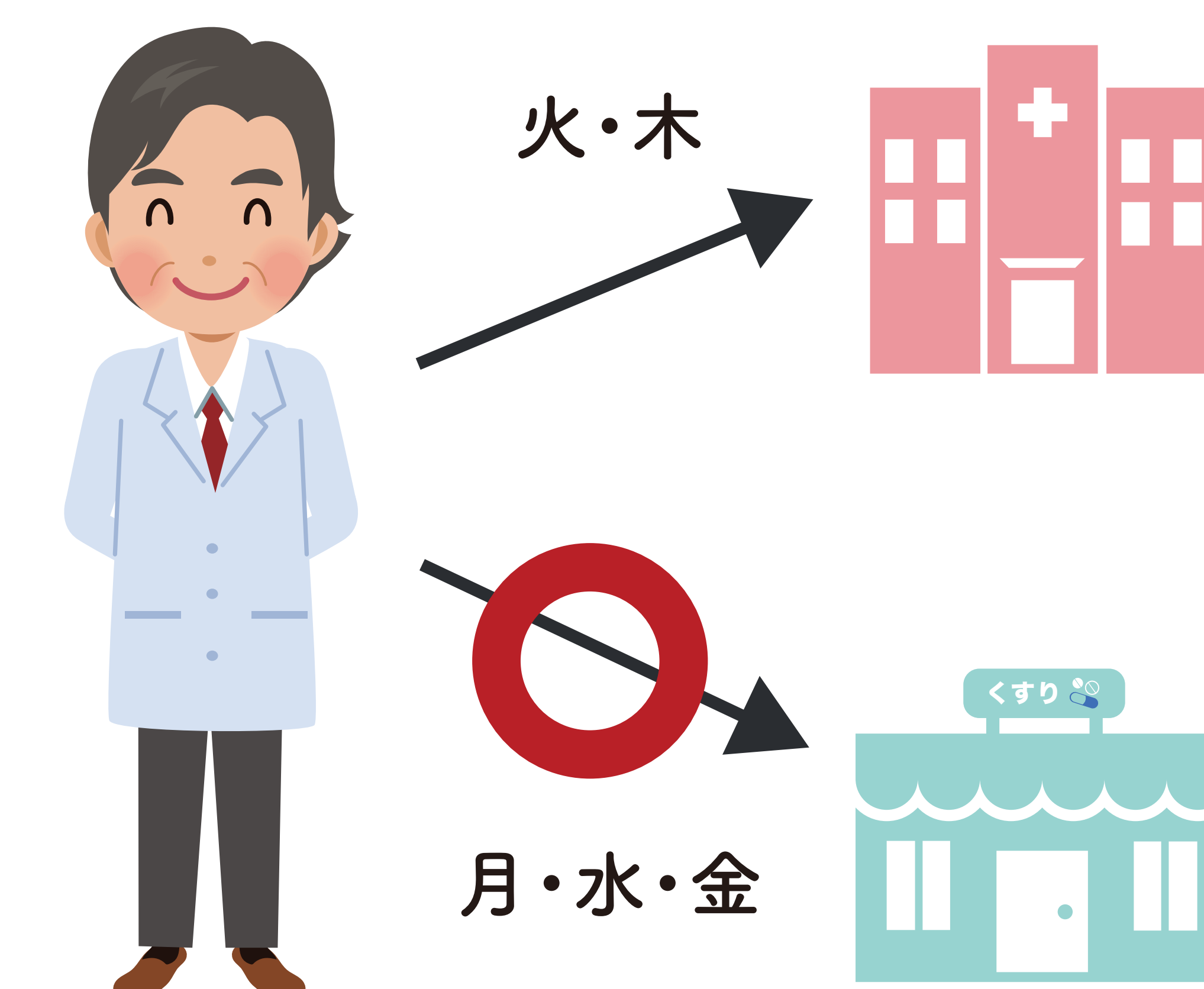
提案実現後

へき地や離島の管理薬剤師は他の薬局の薬剤師を兼ねることができることを明確化

効果

へき地等の管理薬剤師が、管理する薬局の営業日以外に他の薬局に勤務することが可能となる

地域医療の継続に寄与





# 国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化

提案主体：砥部町、松山市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、松前町、内子町、伊方町、松野町、愛南町

省令改正・規制緩和  
(令和2年提案)

従来

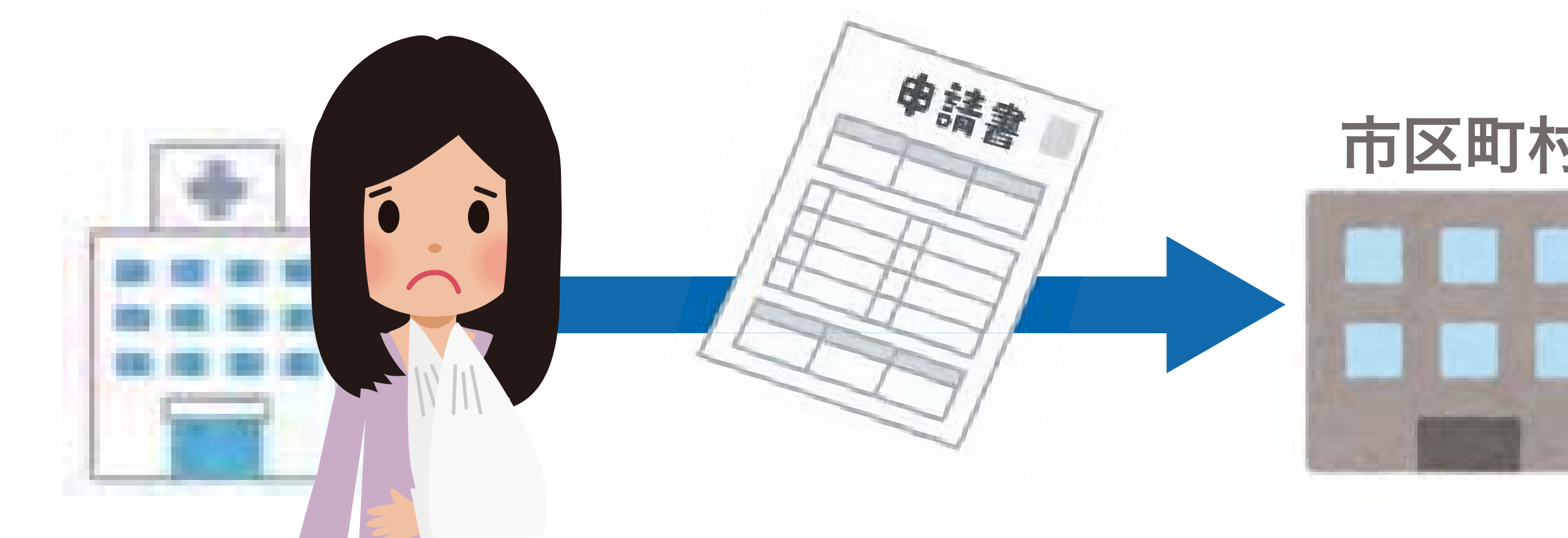
- 高額療養費の支給を申請する際、**70歳未満の被保険者は、月毎に申請書を市区町村に提出しなければならない**
- 一方で、**70歳以上75歳未満の被保険者は、**市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**手続の簡素化が可能**



## 支障

- 70歳未満の被保険者は、自己負担限度額を超えた月毎に市区町村に支給申請書を提出
- 市区町村は、提出された申請書の内容を確認する必要

被保険者、市区町村双方の負担に



見直し

提案実現後

市区町村が条例等で別段の定めをすることで、**70歳未満の被保険者も申請手続を簡素化することが可能に**

初回申請時に口座情報を登録することで、月毎の申請を行わなくても、支給を受けることが可能に



## 効果

- 申請に係る被保険者の負担軽減
- 市区町村の事務負担軽減





# 生活保護費返還金等のコンビニ納付を可能とする見直し

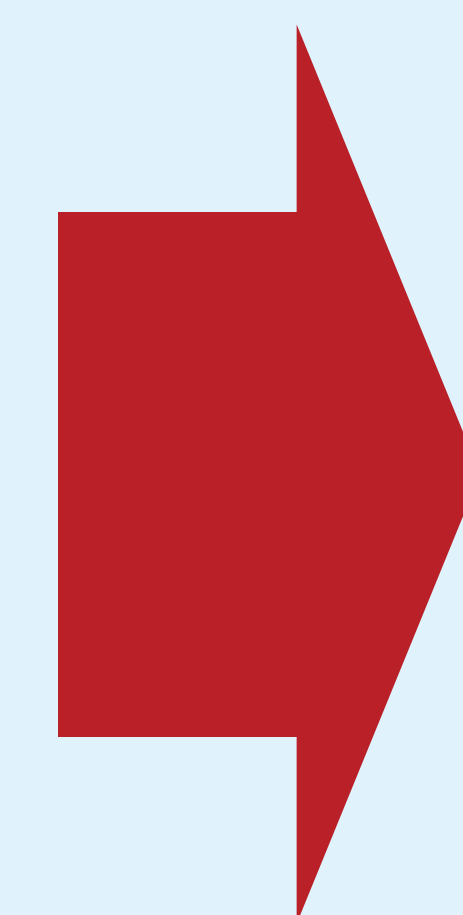
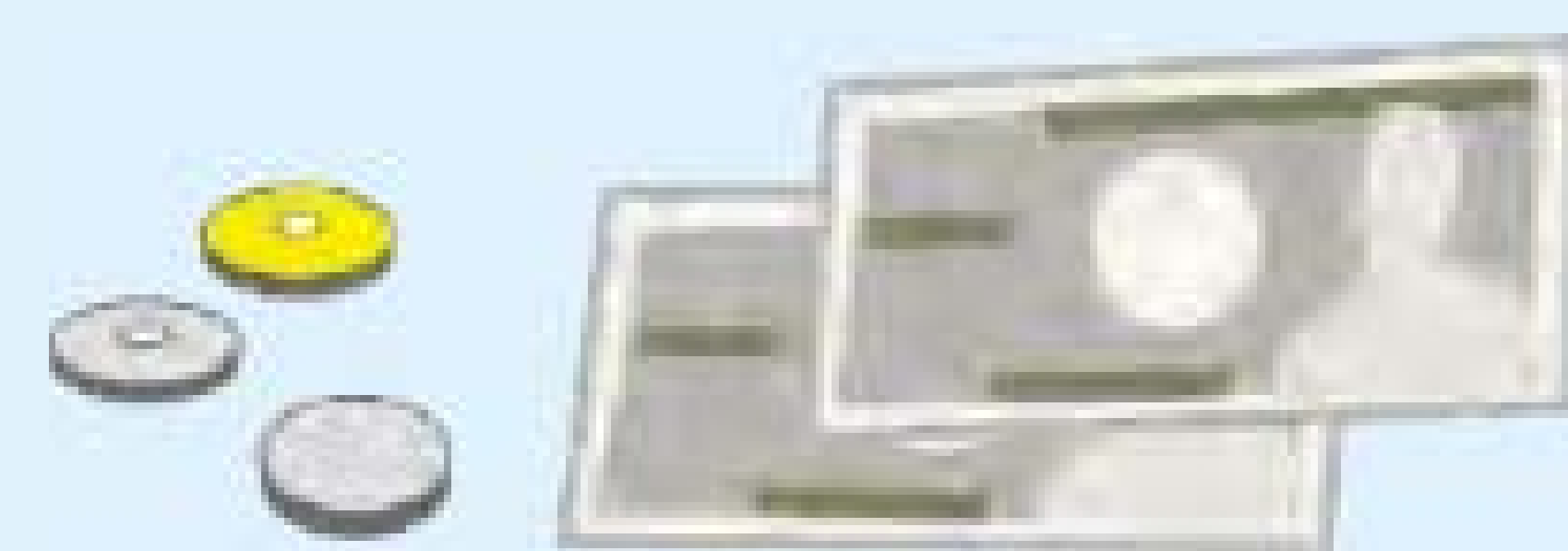
提案主体: 船橋市

法律改正・規制緩和  
(令和元年提案)

従来

生活保護費返還金等の返還方法は、

- 金融機関での納付書払い
- 福祉事務所での窓口納付
- 現金書留 等に限定



支障

債務者にとって利便性が低い

- 日中は就労している等の理由から納付書払いが困難
- 窓口納付では交通費がかかり、現金書留では郵便料金がかかる



見直し

提案実現後

地方公共団体の判断で、生活保護費返還金等のコンビニ納付が可能に



効果

- 債務者の利便性の向上
- 返還金等のより効率的・効果的な収納

